

（表面）

原爆一般疾病医療費の支給等に関する届書

和歌山県後期高齢者医療広域連合長 様

次のとおり、関係書類を添えて届出します。

被保険者住所			
被保険者氏名		電話番号	
被保険者番号		個人番号	
被保険者資格証明書の交付	有 ・ 無		
受けることができる公費負担医療の名称			
名 称		該当年月日	

《届出が被保険者以外の場合は以下の欄にご記入ください。》

届出者名	印	被保険者との 続柄	
届出者住所			
電話番号			

- ※ 上記医療等を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。
- ※ 被保険者若しくは世帯主が記入する場合、又は被保険者証等を持参している場合は、押印の必要はありません。

(裏面)

公費負担医療の名称

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給
- 2 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 5 麻薬及び向精神薬取締法第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 6 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- 7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 8 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の医療費の支給
- 9 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第4条第1号の医療費の給付
- 10 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第12条第1項の定期検査費又は同法第14条第1項の世帯内感染防止医療費の支給
- 11 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給
- 12 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給
- 13 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第6項の高額療養費の支給
- 14 国民健康保険法施行規則第5条の5第12号の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。